

四運自監第20号
四運技安第28号
令和6年5月14日

四国トラック協会連合会会長 殿

四国運輸局自動車交通部長
四国運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

適性診断の確実な受診について

平素は、運輸行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行されてから1年が経過し、いまだ終息とはいえない状況ではあるものの、社会生活はコロナ禍以前の水準に戻りつつあるところです。

国民の経済活動において重要な運輸サービスを提供されている自動車運送事業者の皆様におかれましては、国民生活やインフラを維持するためにも、引き続き安心安全な運行に徹して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

さて、標記の件については、新たに雇い入れた初任運転者、65歳以上の高齢運転者及び、死亡又は重傷事故を引き起こした運転者に対しては、それぞれ初任診断、適齢診断及び特定診断（以下、「適性診断」という。）の受診が法令で義務づけられております。

これら適性診断では、運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細やかなアドバイスを行っております。

一方、令和5年度の四国運輸局が実施した監査により行政処分を受けた事業者において、適性診断が未受診である事業者の割合は13.5%であり、依然として確実な受診ができていない状況となっております。

つきましては、改めて選任運転者の適性診断受診予定の把握と受診状況の確認を行い、適性診断の確実な受診が行われますよう、傘下会員事業者に対し、法令遵守の周知徹底をお願いいたします。